

**諫早市下水道用グラウンドマンホール及び  
下水道用小口径汚水柵に関する製造工場認定基準**

**諫 早 市**

## 諫早市下水道用グラウンドマンホール及び 下水道用小口径汚水柵に関する製造工場認定基準

### (趣 旨)

第1条 本基準は、本市が使用する下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵(以下「製品」という)の製造工場の認定基準について定めるものとする。

### (認定対象製品)

第2条 この基準に定める認定及び更新対象製品の種類は、次のとおりとする。

- (1)下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び600
- (2)下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び300
- (3)下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び600
- (4)下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び300
- (5)下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び300
- (6)下水道用小口径汚水柵呼び200
- (7)下水道用小口径汚水柵呼び150

### (製造工場の認定条件)

第3条 市長は、次に掲げる要件をすべて備えている者を製造工場として認定する。なお、申請者は「諫早市下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵に関する製造工場認定の検査事務要領」(以下「検査事務要領」という)に定める「下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵認定申請書」(以下「認定申請書」という)を製造工場毎に提出しなければならない。

- (1)社団法人日本下水道協会の認定工場であること
- (2)他都市において納入実績が3年以上あること
- (3)「検査事務要領」に基づいた検査に合格した製造工場であること。

2 申請者は、前条第1項第1号から第7号に規定する認定対象製品のすべて、もしくは製造可能な製品について申請することができる。

### (認定期間とその更新)

第4条 認定工場としての認定期間(以下「認定期間」という)は、認定を受けた日から1年以内とし、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、指定する期日までに更新手続きを行うこととする。なお、以降については1年毎に更新するものとする。

2 前項の更新の手続きは本基準を準用する。

### (申請手続等)

第5条 認定申請等に係る手続方法の詳細については、検査事務要領によるものとする。

- (1)製造工場の認定を受けようとする者は、認定申請書を提出しなければならない。
- (2)既に認定を受けている者が認定の更新、変更を行おうとするときは、検査事務要領に定める「下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵認定更新申請書」(以下「更新申請書」という)、「下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水

柵認定変更申請書」(以下「変更申請書」という)を提出しなければならない。

- (3)既に認定を受けている者が製造を休止する場合は、事前に休止の理由及びその期間(以下「休止期間」という)を記載した書面を本市に提出しなければならない。
- (4)前号の届けを行っている者が製造を再開する場合は、事前に当該再開期日を明らかにした書面を本市に提出しなければならない。
- (5)申請者が認定の取り消しを受け、再度製造工場の認定を希望する場合は、新たに認定申請書を提出しなければならない。ただし、認定を取り消した理由が第9条第1項第2号に該当する場合は、本市はこれを受理しない。

(添付書類)

第6条 認定申請に係る添付書類は、次に掲げる書類のうち第2号及び第3号を除くものとする。

- (1)下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵認定申請書
- (2)下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵認定更新申請書
- (3)下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵認定変更申請書
- (4)会社概要
- (5)社団法人日本下水道協会が発行する「下水道用資器材製造工場認定書(写し)」
- (6)工場概要
- (7)責任技術者略歴書
- (8)社内規格内容書
- (9)製造工程図
- (10)工場組織図
- (11)製造設備及びその管理を明らかにしたもの
- (12)検査設備及びその管理を明らかにしたもの
- (13)製品の製造状況を明らかにしたもの
- (14)製品の製造に係る材料の内容を明らかにしたもの
- (15)規定書等に基づく設計図書及びその他適合性を明らかにする資料
- (16)規定書等に基づく検査条件や基準値
- (17)製品の出荷及び輸送体制
- (18)クレーム時の対応と体制
- (19)納入実績
- (20)社団法人日本下水道協会発行の「自主検査・検査証明書」の写し、社内規格に基づく「自主検査結果報告書」及び本市が認める第三者検査機関が発行する「検査証明書」
- (21)その他市長が必要と認めた書類等

2 変更申請については同条第1項に規定する各号のうち第1号及び第2号を除く書類を添付するものとし、更新申請に係る添付書類は、同条第1項第2号、第5号及び第20号の書類とする。

(審査方法)

第7条 審査は、性能規定書(以下「規定書」という)、本基準及び検査事務要領に基づくものとし、本市職員が以下の内容により実施する。

(1)認定に係る審査は、書類審査と認定検査（工場確認及び製品検査）による。

書類審査は、前条第1項に規定する申請書類等の記載内容事実確認を行う。

認定検査は、書類審査に合格した申請者に対し、次に掲げる工場確認及び製品検査を行う。

ア 工場確認は、検査事務要領により実施するものとし、申請書類の記載内容の確認を行う。

イ 製品検査は、規定書、検査事務要領により実施する。

(2)認定更新に係る審査は、認定検査に準じ必要事項について行う。

2 前項に規定する認定検査及び更新検査については、検査事務要領において所定の条件を満たす場合は省略できるものとする。

（審査結果等の通知）

第8条 次に掲げる事項に該当するときは、当該申請者に対して速やかに書面をもって通知する。

(1)新たに認定工場として認定したとき

(2)認定期間の更新を認めたとき

(3)認定申請内容の変更を認めたとき

(4)認定工場の認定を停止または取り消したとき

（認定の取り消し）

第9条 既に認定した製造工場において、下記の事項が生じた場合は、認定を取り消すものとする。

(1)認定申請の内容が履行されなくなった場合

(2)不正や反社会的な事実が認められた場合

(3)自ら廃業、または認定の取り消しを申し出た場合

(4)前条第1項第3号の届けを行っている者の休止期間が認定期間を超えた場合、および製造中止の場合

付 則

（施行期日）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

様式 -

認定番号 諫早市 - 第 号

## 下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水桝

### 製造工場認定 ( 更新 ) 申請書 変更

平成 年 月 日

諫早市長 様

申請者 会社名 印  
代表者名  
所在地 〒  
電 話  
ファックス  
担当部課名  
担当者名

諫早市下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水桝に関する製造工場認定基準第5条第1項第1号(第5条第1項第2号)の規定により、下記工場の認定(更新、変更)を受け(行い)たく、添付書類を添えて申請いたします。

#### 記

申請(認定)工場名 工場  
所在地 〒  
担当部課名  
担当者名  
電 話  
ファックス

製品の種類	T-25	T-14	T-8
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 600			-
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 300			-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 600	-		-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 300	-		-
下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び 300	-		
下水道用小口径汚水桝呼び 200	-		
下水道用小口径汚水桝呼び 150	-	-	

注) 認定の更新及び変更の場合は、表題を含め該当しない字句等を消字してください。

表には製造認定を受けたい製品について を記入してください。

様式 -

諫下建第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表者 様

諫早市長

### 下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵の 製造工場認定不承認について

平成 年 月 日付 製造工場認定申請(更新申請)のあった件については、書類審査の結果、「諫早市下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵に関する製造工場認定基準」に適合していないため承認できません。

#### 記

- 申請(認定)工場名 工場  
所在地 〒
- 認定不承認の理由

製品の種類	T-25	T-14	T-8
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 600			-
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 300			-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 600	-		-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 300	-		-
下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び 300	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 200	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 150	-	-	

注) 該当しない字句を消字すること。

表内には承認できない製品に をつけること。

様式 -

諫下建第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表者 様

諫早市長

### 下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵の 製造工場認定不承認について

平成 年 月 日付 製造工場認定申請(更新申請)のあった件については、工場  
確認及び製品検査(更新申請)の結果、「諫早市下水道用グラウンドマンホール及び下水道  
用小口径汚水柵に関する製造工場認定基準」に適合していないため承認できません。

#### 記

1. 申請(認定)工場名 工場  
所在地 〒

2. 認定不承認の理由

製品の種類	T-25	T-14	T-8
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 600			-
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 300			-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 600	-		-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 300	-		-
下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び 300	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 200	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 150	-	-	

注) 該当しない字句を消字すること。

表内には承認できない製品に をつけること。

様式 -

諫下建第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表者 様

諫早市長

### 下水道用グラウンドマンホール及び 下水道用小口径汚水柵の製造工場認定書

平成 年 月 日付で認定申請のあった件については、書類審査及び工場確認並びに製品検査の結果、「諫早市下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵に関する製造工場認定基準」に適合していると認められるため承認いたします。

#### 記

1. 認定番号 認定番号 諫早市 - 第 号
2. 認定期間 認定承認年月日 平成 年 月 日  
認定有効年月日 平成 年 月 日
3. 認定工場名  
名 称  
所 在 地

製品の種類	T-25	T-14	T-8
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 600			-
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 300			-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 600	-		-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 300	-		-
下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び 300	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 200	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 150	-	-	

注) 表内には承認する製品に をつけること。



様式 -

諫下建第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表者 様

諫早市長

### 下水道用グラウンドマンホール及び 下水道用小口径汚水柵の製造工場更新認定通知書

平成 年 月 日付で更新申請のあった件については、書類審査(工場確認・製品検査)の結果、「諫早市下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵に関する製造工場認定基準」に適合していると認められるため更新を承認いたします。

#### 記

1. 認定番号 認定番号 諫早市 - 第 号

2. 認定期間 当初承認年月日 平成 年 月 日  
認定承認年月日 平成 年 月 日  
認定有効年月日 平成 年 月 日

3. 認定工場名

名 称

所 在 地

製品の種類	T-25	T-14	T-8
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 600			-
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 300			-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 600	-		-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 300	-		-
下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び 300	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 200	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 150	-	-	

注) 該当しない字句を消字すること。

表内には更新を承認する製品に をつけること。

様式 -

諫下建第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表者 様

諫早市長

### 下水道用グラウンドマンホール及び 下水道用小口径汚水柵の製造工場変更認定通知書

平成 年 月 日付で変更申請のあった件については、書類審査(工場確認・製品検査)の結果、「諫早市下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水柵に関する製造工場認定基準」に適合していると認められるため変更を承認いたします。

#### 記

1. 認定番号 認定番号 諫早市 - 第 号
2. 認定期間 認定承認年月日 平成 年 月 日  
認定有効年月日 平成 年 月 日  
変更有効年月日 平成 年 月 日
3. 認定工場名  
名 称  
所 在 地
4. 変更申請の内容

製品の種類	T-25	T-14	T-8
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 600			-
下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び 300			-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 600	-		-
下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び 300	-		-
下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び 300	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 200	-		
下水道用小口径汚水柵呼び 150	-	-	

注) 該当しない字句を消字すること。

表内には更新を承認する製品に をつけること。